

## 学外者の放射線業務従事について

日本大学理工学部

本学部における放射線業務従事にあたっては、下記の点について十分理解し、指定された手続きに従ってください。

- 1 管理区域内での作業は、放射線作業とみなします。
- 2 従事に先だて、所属で放射線業務従事者として管理されていることを証明する書類及び本学内で放射線作業に従事することを承諾する書類が提出されており、本学部の放射線業務従事者として許可・登録されていることが必要です。
- 3 本学部で初めて放射線作業に従事する場合には、放射線安全教育を受け、本学部の放射線障害予防規定を理解していただきます。（但し、従事前の教育を受けていることを主任者が証明している場合には免除することとします。）  
さらに、作業員全員に予め配付されている「共同利用実験参加等のため本学部で放射線作業に従事される学外者のための放射線安全管理対策の要点」を読み、そこに記載された条件のもとで放射線作業に従事することを了承し、ルールに従う旨の署名をしていただきます。
- 4 本学部での放射線作業を行う場合には、所定の手続きをしてください。  
手続きとして必要な事項は、以下のとおりです。
  - ①当該年度の最初の作業の場合は、3の本学部予防規定に関する放射線安全教育を受ける。
  - ②当該年度の被ばく線量当量が、男子にあつては、 $5\text{mSv}$ 、女子にあつては、 $1\text{mSv}$ を越えている場合には、被ばく記録の写しを提出し、放射線取扱主任者の指示を受ける。  
当該年度の被ばくが $10\text{mSv}$ を越えている放射線業務従事者は、原則として本学部での放射線作業を行うことができない。
- 5 学外者が本学部で行う放射線作業に伴う被ばくについては、本学部の責任被ばく管理を行いますが、当該年度における個人の積算被ばく線量の管理はできません。  
本学部における放射線作業によって受けた線量当量が、検出感度以上（1ヶ月あたり、X、 $\gamma$ 線、 $\beta$ 線、熱中性子の場合は、 $0.1\text{mSv}$ 、速中性子の場合は、 $0.2\text{mSv}$ ）の場合は、被ばく線量の測定結果を通知します。通知がない場合は、被ばく線量が検出感度以下であったと了解してください。
- 6 本学部における被ばく管理基準は、1日につき $0.5\text{mSv}$ 、1週につき $1.0\text{mSv}$ です。
- 7 前年度の被ばくが、 $1\text{mSv}$ を越えている場合は、その値を記入するとともに、健康診断書の写しを添付してください。
- 8 作業にあたっては、「共同利用実験参加等のため、本学部で放射線作業に従事される外来者のための放射線安全管理の要点」に要約されている本学部の予防規定に従うとともに、学外者にあつては、作業内容等について本学部作業責任者と充分打ち合わせのうえ、安全確保に努めてください。
- 9 放射線作業従事にあたって不明な点がありましたら本学部作業責任者または、庶務課（日本大学理工学部船橋校舎 047-469-5205）にお問い合わせください。